

■ レンタル機械に関する補償制度

■ 補償内容

	登録ナンバー付				登録ナンバーなし		
	一般車輛	特殊車輛	ミニバイク	建設機械	自走式建設機械	高所作業車	その他建設機械
対人賠償	無制限	無制限	無制限	無制限	1事故1億円 1名最大1億円	1事故1億円 1名最大1億円	補償されません
対物賠償	無制限	無制限	無制限	無制限	2000万円	2000万円	補償されません
人身傷害	1名3000万円	1名3000万円	—	—	—	—	—
自損事故 死後遺障害	—	—	1名1500万円	1名1500万円	補償されません	補償されません	補償されません
搭乗者 死後遺障害	1名1000万円	1名1000万円	1名300万円	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません
無保険者傷害 死後遺障害	最大2億円	最大2億円	最大2億円	最大2億円	補償されません	補償されません	補償されません
操作中の オペレーター傷害 死後遺障害	補償されません	1000万円	補償されません	1000万円	1000万円	1000万円	補償されません
高所作業者のゴンドラ内 オペレーター傷害 死後遺障害	補償されません	1000万円	補償されません	補償されません	補償されません	1000万円	補償されません
車輛・動産	部分損=実損額 盗難・全損=評価価格	部分損=実損額 盗難・全損=評価価格	補償されません	部分損=実損額 盗難・全損=評価価格	部分損=実損額 盗難・全損=評価価格	部分損=実損額 盗難・全損=評価価格	補償されません

(ご注意) 上記補償は弊社所有の指定レンタル機械に限定します。

お客様規定の補償内容に変更されるご要望がございましたら、お問い合わせください。

Wレンタル品でレンタルさせていただいた場合、補償内容はWレンタル先の補償内容と同等とさせていただきます。

詳細は営業担当にお問い合わせください。

■補償の対象となる事故(損害)

対 人 補 償	車両・機械を運転動作中、第三者を死傷させた場合
対 物 補 償	車両・機械を運転動作中、第三者の財物を破損した場合
自 損 事 故	登録ナンバー付の車両・機械で自身が起こした事故により、 死亡あるいは後遺障害が発生した場合(自賠責保険が支払われない場合)
搭 乗 者 補 償	車輛(建設機械は除く)を運転中事故を起こし、搭乗者が死亡あるいは 後遺障害が発生した場合
傷 害 補 償	自走式車輛・機械を運転操作中に事故を起こし、搭乗者が死亡あるいは 後遺障害が発生した場合
ゴ ン ド ラ 内 補 償	高所作業用車輛等に搭載されているゴンドラ内の搭乗者に死亡あるいは 後遺障害が発生した場合
動 産 補 償	レンタル機械の火災、盗難、落雷、爆発、水害(自然災害を除く)による損害が生じた場合 ※破損事故は別途規定 [レンタル契約における負担金のご案内 P334参照] レンタル保障制度を適用される際は、負担金を徴収させていただきます。

■補償が適用されない事項

1. 補償対象外となる事故(損害)

- (1) 同年内に複数回の事故(損害)を発生させた場合
 - (2) 故意、重大な過失、詐欺、横領に起因する事故
 - (3) 地震、噴火、津波、台風及び洪水、土砂災害など自然災害に起因する事故
 - (4) 戦争、暴動、騒じょうによる損害
 - (5) 法令違反(無免許運転、酒酔い運転、覚せい剤・シンナーを使用しての運転等)
 - (6) 事故現場から警察への届出を怠った場合(事故証明が出ない場合)
 - (7) 核燃料物質等により生じた損害
 - (8) 破損・汚損(塗料、シンナー、生コン、アスファルト等の付着)
 - (9) 事故現場からの事故車の引き上げ費用およびレッカー費用
 - (10) その他、重大な法令違反や著しい管理不備等、偶然性がなく予見性のある事故により生じた損害
 - ① 酒酔い、無免許、無資格、麻薬の服用等の使用者の不正行為による事故の損害
 - ② 不適切な燃料(不正燃料、粗悪燃料等)による損害(※1)
 - ③ 法令で認められていない車両による公道走行中の事故による損害
 - ④ 始業点検を怠った使用による損害(発電機の冷却水の未点検によるエンジンの焦げつき・焼きつき等)
 - ⑤ 未施錠または囲いのない屋外での放置等、著しい管理不備により生じた盗難の損害
 - ⑥ 高さ制限の未確認、ブーム、アウトリガー等の未格納等による損害
 - ⑦ 期間を無断で延長して使用された場合の破損や盗難等の損害
 - ⑧ 度重なる破損等を連絡なく放置して使用したことによる損害
 - ⑨ 作業で当然考えられる処置を取らずに引き起こされた汚損(吹きつけ作業による塗料、モルタル等の付着)による損害
 - ⑩ バケットでの杭打ち作業等、本来の使用方法を著しく逸脱した使用方法(用途外使用)により生じた事故による損害
 - ⑪ 過積載、積荷の不完全な固定、荷重オーバー等、積載方法の著しい不備によりレンタル機械・車両に生じた損害
 - ⑫ レンタル機械に新たに装置等が取り付けられる等の加工が施され、使用目的が大きく変更された機械の事故による損害
 - ⑬ サイドブレーキの引き忘れ、引きが甘いことにより無人で車両が走行し、衝突した場合の損害
 - ⑭ クラッチすべりの損害
 - ⑮ 散水車の排水し忘れた凍結による損害
 - ⑯ 高所作業車・ダンプ等のPTOスイッチを入れたままの走行による損害
 - ⑰ 台風接近等、事前に被害が予測される場合で避難手を怠ったための水没による損害
 - ⑱ トンネル坑内で使用された機械の損害
- (※1) バイオ燃料仕様のレンタル機以外にバイオ燃料を使用される場合は、必ず当社への事前申請が必須となります。
当社の許可なくバイオ燃料を使用された場合の損害については、いかなる場合も全額お客様負担とさせていただきます。

II. 補償対象外となる個別事項

(1) 登録ナンバー付車両(機械)の対人事故・対物事故

- 1 事故を起した者と死傷した被害者が同じ勤務会社の場合、および父母、配偶者、子供の場合
- 2 事故を起した者の管理下または、その者の所属する会社の管理下にある財物の被害
- 3 警察への未届け事故

(2) 登録ナンバーなしの自走式車両・その他機械

- 1 事故を起した者と死傷した被害者が同じ勤務会社の場合、および父母、配偶者、子供の場合
- 2 事故を起した者の管理下またはその者が所属する会社(下請会社を含む)の管理下にある財物が被害にあった場合
- 3 公道走行中の事故
- 4 土地、地盤、地下水等、自然災害に起因する損害事故
- 5 振動による事故
- 6 財物事故のうち、使用不能等による休業損害、代車料、人件費、材料費等の間接な損害

(3) 搭乗者傷害・自走式車両傷害・ゴンドラ内傷害

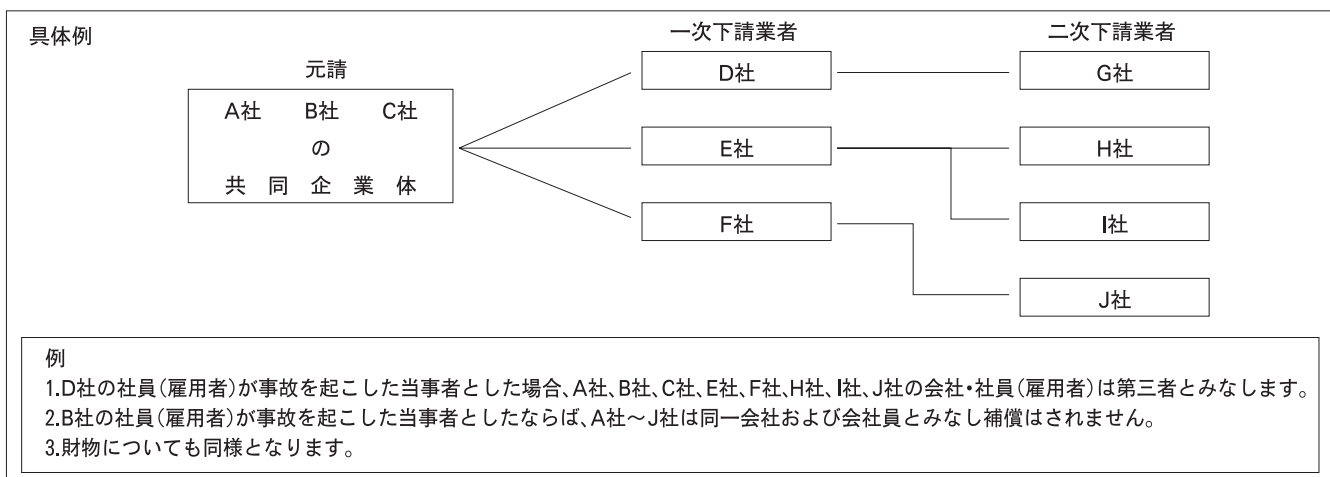
- 1 登録ナンバーなし車両の運転者(オペレータ)の死亡・後遺障害事故に関して、レンタル時にユーザー様で指定した運転者(オペレータ)以外の者による事故
- 2 就業中以外の事故

(4) その他の補償対象外となる事項

- 1 レンタル機械の電氣的、機械的事故(電気配線のトラブル、ショート・スパーク、エンジン・モーターの焼付け等)、自然の磨耗・劣化、変色、腐食による損害
- 2 ゴムタイヤ、キャタピラ、排土板(カッティングエッジ等含む)、バケット(爪・ツース・ポイント等含む)、フォーク、ローラ、ブレード、ハンマー部等作業において、常時他と接触または設置する部分
- 3 ベルト、コード、ワイヤーロープ、ホース、チェーン、ドリル、工具等およびガラス部分
- 4 クレーン作業中におけるブームの単独損害
- 5 安全装置の機能を無くして使用して発生した事故(損害)

III. 「第三者」のご説明

被補償対象者(ユーザー様)からみて、法的な賠償責任を負担しなければならない者を指し、具体的には、事故を起こした当事者の所属する会社(下請会社を含む)・その会社員ならびに当事者の家族以外の会社・人をいいます。



ご注意

1. 地震・津波・噴火・台風及び洪水等の自然災害に起因する事故は、補償対象外です。
2. 弊社レンタル機の使用不能による休業損害、代車料、人件費、材料費等の間接的な損害は加入保険の対象外です。
3. 事故が発生した際は速やかに弊社にご連絡下さい。
4. 現場での盗難対策は十分に行って下さい。
盗難対策がされずに同じ現場での複数回の盗難は、補償できない事項の「重大な過失」と判断し、補償が適用外となる場合があります。

■補償料

商 品 名	補 償 料	商 品 名	補 償 料
発 電 機	50~800円/日	テ レ ス コ ク レ ー ン	800~1,500円/日
溶 接 機	30~300円/日	フ ォ ー ク リ フ ト	150~500円/日
投 光 車	800円/日	乗 用 車 ・ バ ン ・ ス テ ー シ ョ ン ワ ゴ ン	400~1,000円/日
コ ン プ レ ッ サ ー	0~800円/日	ト ラ ッ ク	800円/日
大 型 掘 削 機	700~1,300円/日	ク レ ー ン 付 ト ラ ッ ク	900~1,000円/日
小 型 掘 削 機	400~550円/日	ダ ンプ	900~1,000円/日
タ イ ヤ シ ョ ベ ル	700~1,200円/日	散 水 車	800円/日
整 地 機 械 (ド ー ザ ー ・ ロ ー ラ ー)	200~1,000円/日	モ ル タ ル ミ キ サ ー	0~300円/日
キ ャ リ ア	800~1,500円/日	バ イ ブ ロ	300~1,800円/日
高 所 作 業 車 (ト ラ ッ ク マ ウ ン ト)	1,000~1,400円/日	油 圧 ハ ン マ ー	1,000~1,200円/日
高 所 作 業 車 (ブ ーム 式)	500~1,600円/日	ジ ェ ッ ト カ ッ タ ー	900~1,000円/日
屋 内 高 所 作 業 車 (垂 直 昇 降 タイ プ)	200~700円/日		

* 上記に記載のない商品につきましては別途お問い合わせください。(TEL 052-501-3231)

* 補償料につきましては、変更することがありますのでご了承ください。

* 補償料の休止は、補償規定の対応により御容赦願います。

* 補償料は、レンタル料計算とは異なりますので、レンタル料に含めることは御容赦ください。

* 計算例 レンタル機械1台当たりの補償額=機種毎の補償額(日額)×出荷中日数

(ご注意)ご負担額・補償料の消費税は、税務署の指導により、保険会社の保険料とは異なり消費税の対象となりますので別途請求させていただきます。ご了承ください。

■レンタル契約における負担金のご案内

ユーザー様は弊社よりレンタルした車両・機械・機器の使用および管理に対し注意義務が発生致します。レンタル期間中に事故が発生した場合、事故種類およびレンタル車両・機械・機器への損害に応じてユーザー様より下記の負担金を徴収させていただきます。

事故種類		損害額	負担金
動産機械 車 両 (登録ナンバーなし)	対人・対物事故	—	5万円
	盗難および全損(注1)	70万円以上	損害額×10%および休業損害(注2)
		7万円以上70万円未満	7万円および休業損害(注2)
		7万円未満	実費
破損	—	7万円(1事故につき)および休業損害(注3)	
車 両 (登録ナンバーあり)	対人・対物事故	—	5万円
	盗難および全損(注1)	70万円以上	評価価格×10%および休業損害(注2)
		7万円以上70万円未満	7万円および休業損害(注2)
		7万円未満	実費
破損	—	7万円(1事故につき)および休業損害(注3)	

(注1) 全損時の損害額は基本的に新品取得価額とします (注2) 盗難および全損時の休業損害は標準レンタル価格の1ヶ月分とします

(注3) 修理期間中の休車料(標準レンタル価格×休止期間日数)はお客様の実費負担となります。

〈破損事故に関してのご注意〉

1. レンタル契約条項として当社が損害金を負担いたします。但しレンタル契約に基づく負担金は徴収させていただきます。
2. 車両・動産機械の修理費が被害前の状態での「評価価格」を上回る場合は全損となります。
3. 地震・津波・噴火・台風及び洪水等の自然災害に起因する全損については対象外となります。

この場合、負担金として損害額及び休業をお支払頂きます。